

2食生第199号  
2健増第79号  
令和2年(2020年)7月21日

関係団体の長様

長野県健康福祉部長  
(公印省略)

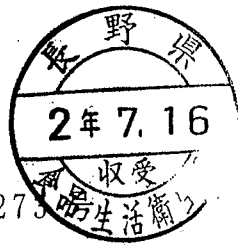
「食品表示基準Q&A」の一部改正について(通知)

このことについて、令和2年7月16日付け消食表第273号により、消費者庁食品表示企画課長から、別添写しのとおり通知がありました。  
つきましては、貴会(貴組合)員への周知等についてご配慮をお願いします。

長野県健康福祉部健康増進課 食育・栄養係  
(課長)原 啓明 (担当)羽根田 洵子  
直通電話 026-235-7116  
FAX 026-235-7485  
電子メール kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp

長野県健康福祉部食品・生活衛生課 食品衛生係  
(課長)吉田 徹也 (担当)小山 富美香  
直通電話 026-235-7155  
FAX 026-232-7288  
電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp





消食表第 273

令和 2 年 7 月 16 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長

(公印省略)

「食品表示基準 Q & A」の一部改正について

本日、食品表示基準及び食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和 2 年内閣府令第 52 号）が公布されました。

上記改正に係る事項のほか、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の解釈を明確にすべきと判断した事項等について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準 Q & A（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 140 号）」を一部改正しましたので、関係者に対する周知をお願いいたします。



(別紙)

食品表示基準Q & A (新旧対照表)

改正後 (新)	改正前 (旧)
<p>食品表示基準Q &amp; A (平成27年3月30日消食表第140号)</p> <p>目次</p> <p>はじめに～ (総則-12) (略)</p> <p>(総則-13) 軽度な撒(さん)塩を行った魚介類は、生鮮食品に該当しますか。</p> <p>(総則-14)～(総則-25) (略)</p> <p>(加工-1)～(加工-54) (略)</p> <p>(加工-55) 加工食品の原材料として有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品を使用した場合、「有機トマト」、「有機小麦粉」など使用した原材料が有機である旨を表示することはできませんか。</p> <p>(加工-56)～(加工-215) (略)</p> <p>(加工-216) 有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品を使用した旨を表示できるのは、どのような場合ですか。</p> <p>(加工-217)～(生鮮-41) (略)</p> <p>(生鮮-42) 令和2年7月の改正で原料ふぐの種類の種類標準和名のリストから「しろあみふぐ」が削除された経緯を教えてください。</p> <p>(生鮮-43)～(生鮮-66) (略)</p> <p>(添加物-1)～(雑則-6) (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>食品表示基準Q &amp; A (平成27年3月30日消食表第140号)</p> <p>目次</p> <p>はじめに～ (総則-12) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(総則-13)～(総則-24) (略)</p> <p>(加工-1)～(加工-54) (略)</p> <p>(加工-55) 加工食品の原材料として有機農産物や有機農産物加工食品を使用した場合、「有機トマト」、「有機小麦粉」など使用した原材料が有機である旨を表示することはできませんか。</p> <p>(加工-56)～(加工-215) (略)</p> <p>(加工-216) 有機農産物や有機農産物加工食品を使用した旨を表示できるのは、どのような場合ですか。</p> <p>(加工-217)～(生鮮-41) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(生鮮-42)～(生鮮-65) (略)</p> <p>(添加物-1)～(雑則-6) (略)</p> <p>(附則-1) 経過措置の適用に関し、業務用加工食品が製造業者Aから御売業者Bを通じて製造業者Cに販売された場合、「販売」の起点は、BからCに販売された時点ではなく、AからBに販売された時点であるという理解で間違いないですか。</p>

(削除)

(附則一2) 製造され、加工され、又は輸入される加工食品の「輸入される」の時点は、通関手続終了時点ですか。

(削除)

(附則一3) 加工食品について、小規模事業者が栄養成分表示を行おうとする場合など、省略可能な表示義務事項を自主的に表示しようとする場合も、5年の経過措置期間が適用されますか。

(削除)

(附則一4) 業務用加工食品について、経過措置期間内に販売することが出来なかつた場合、その製品は廃棄するしかありませんか。

別添 製造所固有記号

別添 製造所固有記号

(固有記号一1) ～ (固有記号一50) (略)

(固有記号一1) ～ (固有記号一50) (略)

(削除)

(固有記号一51) 新たな製造所固有記号制度の施行から経過措置期間中（平成28年4月1日～令和2年3月31日）に、従前の製造所固有記号制度における届出をすることはできますか。

(削除)

(固有記号一52) 新しい製造所固有記号制度は、平成28年4月1日に施行されますが、旧制度に基づく製造所固有記号の表示の経過措置期間は設けられていませんか。

(削除)

(固有記号一53) 旧制度に基づく製造所固有記号の届出については、平成28年3月31日までとされていますが、下記のような場合には、旧制度下において届け出た内容と異なるため、旧制度に基づく製造所固有記号による表示はできなくなるのでしょうか。

- ① 市町村合併により住所変更が生じた場合
- ② 有限会社（特例有限会社）から株式会社に変更した場合
- ③ 個人事業主が法人化した場合

(削除)

(固有記号一54) 賞味期限が3年の一般加工食品の場合、当該製品を平成29年6月に製造すると、賞味期限は令和2年5月になります。賞味期限の令和2年5月は経過措置期間が過ぎていることになりますが、この場合、平成29年5月の製造時に製造所固有記号の新制度のみが適用されるのでしょうか。

別添 食品の栄養成分データベース構築ガイドライン～別添 玄米及び精米に関する事項 (略)

別添 食品の栄養成分データベース構築ガイドライン～別添 玄米及び精米に関する事項 (略)

はじめに～(総則-12) (略)

(総則-13) 軽度な徹(さん)塩を行った魚介類は、生鮮食品に該当しますか。

(答)

長期の保存目的や調味目的でない軽度な徹(さん)塩(海水濃度程度(おおむね魚肉中の塩分濃度3%程度以下のもの))を行った魚介類については、生鮮食品となります。

(総則-14)・(総則-15) (略)

(総則-16) 加工食品において、「製造者」、「加工者」とはどのような行為を行った者を指すのですか。

(答)

(総則-15) に示す加工行為を行った者が「加工者」となり、この加工行為以外を行った者が「製造者」となります。

(一連の工程を同一事業者が行った場合)

牛肉を焼いて(製造)、カット(加工)した事業者は「製造者」に当たります。

(それぞれの工程を別々の事業者が行った場合)

牛肉を焼いた(製造)事業者は「製造者」になります。

その焼いた牛肉を別の事業者がカット(加工)した場合、カットした事業者は「加工者」となります。

(総則-17)～(総則-25) (略)

(加工-1)～(加工-10) (略)

(加工-11) 食品を購入した後は、どのように保存すればいいのですか。

(答)

消費期限又は賞味期限は、定められた方法により保存することを前提としていきますので、表示されている保存方法に従って保存してください。食品を開封した場合は消費期限又は賞味期限まで食品の安全性や品質の保持が担保されるものではありませんので、速やかに消費する必要があります(総則-23、総則-24参照)。なお、保存方法の表示がない場合は、常温での保存が可能です。

(加工-12)～(加工-37) (略)

(加工-38) 表示された期限を過ぎた食品を販売してもよいのですか。

(答)

食品の販売が禁止されるのは、当該食品が食品衛生法上の問題がある場合、具

はじめに～(総則-12) (略)

(新設)

(総則-13)・(総則-14) (略)

(総則-15) 加工食品において、「製造者」、「加工者」とはどのような行為を行った者を指すのですか。

(答)

(総則-14) に示す加工行為を行った者が「加工者」となり、この加工行為以外を行った者が「製造者」となります。

(一連の工程を同一事業者が行った場合)

牛肉を焼いて(製造)、カット(加工)した事業者は「製造者」に当たります。

(それぞれの工程を別々の事業者が行った場合)

牛肉を焼いた(製造)事業者は「製造者」になります。

その焼いた牛肉を別の事業者がカット(加工)した場合、カットした事業者は「加工者」となります。

(総則-16)～(総則-24) (略)

(加工-1)～(加工-10) (略)

(加工-11) 食品を購入した後は、どのように保存すればいいのですか。

(答)

消費期限又は賞味期限は、定められた方法により保存することを前提としていきますので、表示されている保存方法に従って保存してください。食品を開封した場合は消費期限又は賞味期限まで食品の安全性や品質の保持が担保されるものではありませんので、速やかに消費する必要があります(総則-22、総則-23参照)。なお、保存方法の表示がない場合は、常温での保存が可能です。

(加工-12)～(加工-37) (略)

(加工-38) 表示された期限を過ぎた食品を販売してもよいのですか。

(答)

食品の販売が禁止されるのは、当該食品が食品衛生法上の問題がある場合、具

体的には食品衛生法第6～12条等に違反している場合です。仮に表示された期限を過ぎたとしても、当該食品が衛生上の危害を及ぼすおそれのないものであればこれを販売することが食品衛生法により一律に禁止されているとはいえない。

しかしながら食品衛生を確保するためには、消費期限又は賞味期限のそれぞれの趣旨を踏まえた取扱いが必要です。

まず、消費期限については、この期限を過ぎた食品については飲食に供することを避けるべき性格のものであり、これを販売することは厳に慎むべきものです。また、賞味期限については、期限を過ぎたからといって直ちに食品衛生上問題が生じるものではありませんが、期限内に販売することが望まれます。

(加工-39)～(加工-42) (略)

(加工-43) 加工の段階で、期限を過ぎた原材料を使用することは可能ですか。

(答)

消費期限を過ぎた原材料を使用することは厳に慎むべきです。(加工-38参照) 一方、賞味期限は定められた方法により保存された場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限であり(総則-24参照)、この期限を過ぎた原材料を使用することは、必ずしも禁止されたいしません。ただし、この場合においても、当該原材料の特徴を踏まえた保存温度の変更や加熱加工などを行う際には、社内基準を策定の上、最終製品の品質に問題がないことを科学的・合理的な方法で確認するとともに、その関係記録・帳簿等を保存するなど、慎重かつ十分な管理・確認の下に行われる必要があります。

(加工-44) (略)

(加工-46) 科学的な根拠に基づき設定された期限を超えた期限を表示した場合の食品表示法上の取扱いはどうなるのですか。

(答)

消費期限又は賞味期限の表示は、食品表示基準に従って行われるべきものであり、消費期限及び賞味期限それぞれの定義に沿ってなされなければ適切な表示とはいえません。すなわち、消費期限については、「定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなりおそれがないと認められる期限」、賞味期限については、「定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限」でなければなりません。また、科学的な根拠に基づいて設定された期限を超えて表示を行った場合で、公衆衛生に危害を及ぼすようなおそれがある場合には、食品衛生法第20条で禁止されている「公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の又は誇大な表示」にも該当することとなります。

なお、賞味期限の定義に「ただし、当該期限を超えた場合であっても、これら

体的には食品衛生法第6～10条等に違反している場合です。仮に表示された期限を過ぎたとしても、当該食品が衛生上の危害を及ぼすおそれのないものであればこれを販売することが食品衛生法により一律に禁止されているとはいえない。

しかしながら食品衛生を確保するためには、消費期限又は賞味期限のそれぞれの趣旨を踏まえた取扱いが必要です。

まず、消費期限については、この期限を過ぎた食品については飲食に供することを避けるべき性格のものであり、これを販売することは厳に慎むべきものです。また、賞味期限については、期限を過ぎたからといって直ちに食品衛生上問題が生じるものではありませんが、期限内に販売することが望まれます。

(加工-39)～(加工-42) (略)

(加工-43) 加工の段階で、期限を過ぎた原材料を使用することは可能ですか。

(答)

消費期限を過ぎた原材料を使用することは厳に慎むべきです。(加工-38参照) 一方、賞味期限は定められた方法により保存された場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限であり(総則-23参照)、この期限を過ぎた原材料を使用することは、必ずしも禁止されたいしません。ただし、この場合においても、当該原材料の特徴を踏まえた保存温度の変更や加熱加工などを行う際には、社内基準を策定の上、最終製品の品質に問題がないことを科学的・合理的な方法で確認するとともに、その関係記録・帳簿等を保存するなど、慎重かつ十分な管理・確認の下に行われる必要があります。

(加工-44) (略)

(加工-46) 科学的な根拠に基づき設定された期限を超えた期限を表示した場合の食品表示法上の取扱いはどうなるのですか。

(答)

消費期限又は賞味期限の表示は、食品表示基準に従って行われるべきものであり、消費期限及び賞味期限それぞれの定義に沿ってなされなければ適切な表示とはいえません。すなわち、消費期限については、「定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなりおそれがないと認められる期限」、賞味期限については、「定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限」でなければなりません。また、科学的な根拠に基づいて設定された期限を超えて表示を行った場合で、公衆衛生に危害を及ぼすようなおそれがある場合には、食品衛生法第20条で禁止されている「公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の又は誇大な表示」にも該当することとなります。

なお、賞味期限の定義に「ただし、当該期限を超えた場合であっても、これら



の品質が保持されていることがあるものとする。」という表現がありますが、これは、期限が過ぎた食品がすぐに食べられなくなるわけではない旨を消費者に情報提供するためのもので、短い期限を設定する必要があるというものではありません。(総則-24参照)

(加工-46) ~ (加工-54) (略)

(加工-55) 加工食品の原材料として有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品を使用した場合、「有機トマト」、「有機小麦粉」など使用した原材料が有機である旨を表示することはできますか。

(答)

日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)第10条の規定により格付の表示(有機JASマーク)が付された有機農産物(有機農産物の日本農林規格(平成17年農林水産省告示第1605号)第3条に規定するものをいう。以下同じ。)、有機畜産物(有機畜産物の日本農林規格(平成17年農林水産省告示第1608号)第3条に規定するものをいう。以下同じ。)、又は有機加工食品(有機加工食品の日本農林規格(平成17年農林水産省告示第1606号)第3条に規定するものをいう。以下同じ。)を原材料とする場合には、食品表示基準第7条の規定に基づき当該原材料が有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品である旨を表示することができます。

(加工-56) ~ (加工-113) (略)

(加工-114) 食品関連事業者の事項名について、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称の表示との関係を教えてください。

(答)

1・2 (略)

3 これらの規定は目的が異なっていることから、表示責任者の氏名又は名称及び住所と、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称を、それぞれ適切な事項名で表示することが必要となります。

なお、事項名については、(総則-15)の表に基づき判断してください。

4~6 (略)

(加工-115) ~ (加工-215) (略)

(加工-216) 有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品を使用した旨を表示できるのは、どのような場合ですか。

(答)

の品質が保持されていることがあるものとする。」という表現がありますが、これは、期限が過ぎた食品がすぐに食べられなくなるわけではない旨を消費者に情報提供するためのもので、短い期限を設定する必要があるというものではありません。(総則-23参照)

(加工-46) ~ (加工-54) (略)

(加工-55) 加工食品の原材料として有機農産物や有機畜産物加工食品を使用した場合、「有機トマト」、「有機小麦粉」など使用した原材料が有機である旨を表示することはできますか。

(答)

日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)第10条の規定により格付の表示(有機JASマーク)が付された有機農産物(有機農産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1605号)第3条に規定するものをいう。以下同じ。))又は有機畜産物加工食品(有機畜産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1606号)第3条に規定するものをいう。以下同じ。))を原材料とする場合には、食品表示基準第7条の規定に基づき当該原材料が有機農産物又は有機畜産物加工食品である旨を表示することができます。

(加工-56) ~ (加工-113) (略)

(加工-114) 食品関連事業者の事項名について、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称の表示との関係を教えてください。

(答)

1・2 (略)

3 これらの規定は目的が異なっていることから、表示責任者の氏名又は名称及び住所と、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称を、それぞれ適切な事項名で表示することが必要となります。

なお、事項名については、(総則-14)の表に基づき判断してください。

4~6 (略)

(加工-115) ~ (加工-215) (略)

(加工-216) 有機農産物や有機畜産物加工食品を使用した旨を表示できるのは、どのような場合ですか。

(答)

1 有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品については、JAS法第63条第2項において、「何人も、指定農林物資以外の農林物資について、当該指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない」という表示規制が課せられており、当該食品が有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品である旨の表示を行うには、当該食品について、有機JAS制度に基づき格付けを受けている必要があります。  
なお、有機JAS制度の内容については、農林水産省にお問い合わせください。

2 (略)  
(加工-217) ~ (加工-246) (略)

(加工-247) 詰め合わせ食品の表示方法について教えてください。  
(答)

1~3 (略)

4 ただし、新たな独立した一つの商品であっても、各構成要素が食品表示基準別表第19及び別表第24の上欄に掲げる食品のうち、以下に掲げる食品に該当する場合は、同表の中欄に掲げる表示事項を同表の下欄に定める表示方法に従い、当該商品の外装に表示してください。  
①・② (略)  
③ 食肉製品 (食品衛生法施行令第13条に規定するものに限る。)  
④~⑦ (略)  
⑧ 切り身又はむき身にした魚介類 (生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品を除く。) であって、生食用のもの (凍結させたものを除く。)

⑨~⑪ (略)  
⑫ ふぐを原材料とするふぐ加工品  
⑬~⑯ (略)

(加工-248) ~ (生鮮-41) (略)

(生鮮-42) 令和2年7月の改正で原料ふぐの種類の種類名と標準和名のリストから「しろあみふぐ」が削除された経緯を教えてください。  
(答)

魚類の分類学の進展により、「しろあみふぐ」が「もようふぐ」の幼魚であり、同一種であることが判明したため、標準和名のリストから「しろあみふぐ」を削除し、「もようふぐ」に統一しました。  
なお、本改正により、喫食可能なふぐの範囲が変更されるわけはありません。

1 有機農産物や有機畜産物加工食品については、JAS法第63条第2項において、「何人も、指定農林物資以外の農林物資について、当該指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない」という表示規制が課せられており、当該食品が有機農産物や有機畜産物加工食品である旨の表示を行うには、当該食品について、有機JAS制度に基づき格付けを受けている必要があります。  
なお、有機JAS制度の内容については、農林水産省にお問い合わせください。

2 (略)  
(加工-217) ~ (加工-246) (略)

(加工-247) 詰め合わせ食品の表示方法について教えてください。  
(答)

1~3 (略)

4 ただし、新たな独立した一つの商品であっても、各構成要素が食品表示基準別表第19及び別表第24の上欄に掲げる食品のうち、以下に掲げる食品に該当する場合は、同表の中欄に掲げる表示事項を同表の下欄に定める表示方法に従い、当該商品の外装に表示してください。  
①・② (略)  
③ 食肉製品 (食品衛生法施行令第1条第4項第4号に掲げるものに限る。)  
④~⑦ (略)  
⑧ 切り身又はむき身にした魚介類 (生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品 (軽度の撒(さん)塩を行ったものを除く。)) を除く。) であって、生食用のもの (凍結させたものを除く。)

⑨~⑪ (略)  
⑫ ふぐを原材料とするふぐ加工品 (軽度の撒(さん)塩を行ったものを除く。)  
⑬~⑯ (略)

(加工-248) ~ (生鮮-41) (略)

(新設)

(生鮮-43) ~ (生鮮-66) (略)

(添加物-1) ~ (雑則-6) (略)

(削除)

(生鮮-42) ~ (生鮮-65) (略)

(添加物-1) ~ (雑則-6) (略)

(附則-1) 経過措置の適用に関し、業務用加工食品が製造業者Aから卸売業者Bを通じて製造業者Cに販売された場合、「販売」の起点は、BからCに販売された時点ではなく、AからBに販売された時点であるという理解で間違いですか。

(答)

AからB、BからCのいずれであるかにかかわらず、事業者から事業者へ販売された時点となります。経過措置期間内に販売することができなかった業務用加工食品については、(附則-4)の回答を御参照ください。

(削除)

(附則-2) 製造され、加工され、又は輸入される加工食品の「輸入される」の時点は、通関手続終了時点ですか。

(答)

通関手続終了時点です。

(削除)

(附則-3) 加工食品について、小規模事業者が栄養成分表示を行おうとする場合など、省略可能な表示義務事項を自主的に表示しようとする場合も、5年の経過措置期間が適用されますか。

(答)

省略可能な表示義務事項を表示する場合は、食品表示基準に従って表示する必要がありますが、5年の経過措置期間が適用されます。

(削除)

(附則-4) 業務用加工食品について、経過措置期間内に販売することが出来なかった場合、その製品は廃棄するしかありませんか。

(答)

経過措置期間を過ぎた業務用加工食品を、食品表示基準に定められた表示をしないまま販売することはできません。

しかしながら、経過措置期間を過ぎていたとしても、以下のいずれかの対応を行うことで販売が可能です。

① 食品の容器包装に表示している場合は、新基準に対応した表示をシール等で作成し、それを貼り付けて販売すること(安全性に関する事項については、万シールがはがれてしまった場合に誤った情報が販売先に伝達され、最終的に消費者の健康危害を生じ得ることから、シールの貼付は慎重なべきものと考えます。やむを得ずシールでの訂正をする場合は、①販売後にシールがはがれないように細心の注意を払うこと、②販売先等からの問合せにはきちんと対応する等、事業者として適切な対応をすることが重要です。)

② 規格書等に表示している場合は、古い規格書等を回収（又は廃棄の指示）した上で新基準に対応した規格書等を販売先に提出すること。

別添 製造所固有記号

(固有記号一1)～(固有記号一35) (略)

(固有記号一36) 製造所固有記号には文字の種類や文字数に制限がありますか。  
(答)

製造所固有記号は、アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せであって、文字数は10文字以内となります（「-」、「・」、「.」、「\_」、「」）、スペースなどの記号等は使用できません。）。

なお、食品表示基準第3条第1項の規定に基づいて製造所固有記号を表示する際は、旧制度に基づく製造所固有記号と区別するために、必ず「+」を冠して表示してください。

(固有記号一37) 製造所固有記号に冠する「+」は、製造所固有記号の一部に当たりますか。  
(答)

製造所固有記号は、アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組み合わせによるものに限るとされており、「+」は製造所固有記号には当たりません。

「+」は、旧制度に基づく製造所固有記号と新制度に基づく製造所固有記号とを区別するために、食品表示基準第3条第1項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地、乳にあつては乳処理場（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理場。以下同じ。）の所在地。以下この章において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称、乳にあつては乳処理業者（特別牛乳にあっては特別牛乳搾取処理業者。以下同じ。）の氏名又は名称。以下この章において同じ。）の項の3に規定する製造所固有記号の頭に冠するものです。

なお、旧制度に基づく製造所固有記号の付された加工食品であつて、賞味期限の長いものについては、令和2年4月1日以降も、引き続き流通している場合もあることから、旧制度に基づく製造所固有記号の表示の経過措置期間終了後においても、「+」の付け忘れのないようお願いいたします。

(固有記号一38)・(固有記号一39) (略)

(固有記号一40) 同一の事業者が、表示責任者として製造者及び販売者の双方の立場になることがあります。例えば、A社が同一製品を自らの製造所Bと他者の製造所Cで製造する場合、製造所Bと製造所Cの製造所固有記号を

別添 製造所固有記号

(固有記号一1)～(固有記号一35) (略)

(固有記号一36) 製造所固有記号には文字の種類や文字数に制限がありますか。  
(答)

製造所固有記号は、アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せであって、文字数は10文字以内となります（「-」、「・」、「.」、「\_」、「」）、スペースなどの記号等は使用できません。）。

なお、食品表示基準第3条第1項の規定に基づいて製造所固有記号を表示する際は、必ず「+」を冠して表示してください。

(固有記号一37) 製造所固有記号に冠する「+」は、製造所固有記号の一部に当たりますか。  
(答)

製造所固有記号は、アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組み合わせによるものに限るとされており、「+」は製造所固有記号には当たりません。

「+」は、旧制度に基づく製造所固有記号と新制度に基づく製造所固有記号とを区別するために、食品表示基準第3条第1項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地、乳にあつては乳処理場（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理場。以下同じ。）の所在地。以下この章において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称、乳にあつては乳処理業者（特別牛乳にあっては特別牛乳搾取処理業者。以下同じ。）の氏名又は名称。以下この章において同じ。）の項の3に規定する製造所固有記号の頭に冠するものです。

(固有記号一38)・(固有記号一39) (略)

(固有記号一40) 同一の事業者が、表示責任者として製造者及び販売者の双方の立場になることがあります。例えば、A社が同一製品を自らの製造所Bと他者の製造所Cで製造する場合、製造所Bと製造所Cの製造所固有記号を

いずれも「X」として届け出ることができますか。

(答)

できません。製造所固有記号は商品ごとに届出するものではなく、製造所ごとに取得するものであり、一つの事業者が複数の製造所に同じ記号を使用することはできません。

(固有記号-41) 製造所固有記号の届出に關し、変更や廃止のための届出制度はありますか。

(答)

届け出た内容に変更が生じた場合は、製造所固有記号制度届出データベース上の変更が必要になります。変更可能な事項は下記のとおりです。

参考) 変更届により変更可能な事項の整理表

	製造者		製造所		販売者	
	氏名又は 名称	住所又は 所在地	名称	所在地	氏名又は 名称	住所又は 所在地
自社製造	○	○	○	X*		
他社製造	X	○	○	X*		○

※行政上の事由による住所変更の場合のみ、変更可能としている。

また、製造所の住所変更があった場合、届け出た製造所固有記号を表示した食品の販売を中止した場合や包材共有先がなくなると製造所固有記号を使用できる要件を満たさず製造所固有記号の使用ができなくなった場合も、製造所固有記号の廃止の届出が必要となります。

なお、変更や廃止の届出の詳細については、製造所固有記号制度に係る届出マニユアルを御確認ください。

(固有記号-42) 製造所固有記号制度届出データベースによる届出以外の方法による届出は可能ですか。

(答)

製造所固有記号の届出は、製造所固有記号制度届出データベースを利用したオンラインによる届出のみです。書面（郵送等）での届出は受け付けません。

(固有記号-43) 電話で受付状況の問合せができますか。

(答)

受付状況については、製造所固有記号制度届出データベースにて各お届のメールアドレスを御確認ください。「確認待ち」と表示されている場合は、消費者庁担当による確認の順番待ちとなりますので、そのままお待ちください。

なお、受付が完了した場合には、完了したことをメールでお知らせします。

いずれも「X」として届け出ることができますか。

(答)

できません。事項名が異なっている場合、一つの事業者が複数の製造所に同じ記号を使用することはできません。

(固有記号-41) 製造所固有記号の届出に關し、変更や廃止のための届出制度はありますか。

(答)

届け出た内容に変更が生じた場合は、製造所固有記号制度届出データベース上の変更が必要になることから、製造所に係る届出情報の変更の届出が必要となります。また、届け出た製造所固有記号を表示した食品の販売を中止した場合や製造所固有記号の使用ができなくなった場合も、製造所固有記号の廃止の届出が必要となります。

なお、変更や廃止の届出の詳細については、製造所固有記号制度に係る届出マニユアルを御確認ください。

(固有記号-42) 製造所固有記号制度届出データベースによる届出以外の方法による届出は可能ですか。

(答)

製造所固有記号の届出は、製造所固有記号制度届出データベースによる電子届出のみです。書面（郵送等）での届出は受け付けません。

(固有記号-43) 電話で受付状況の問合せができますか。

(答)

電話での受付状況の問合せにはお答えできません。

受付状況については、製造所固有記号制度届出データベースにて御確認ください。

なお、受付が完了した場合には、完了したことをメールでお知らせします。

(固有記号-44) (略)

(固有記号-45) 届出が完了するまでの日数はどれくらい掛かりますか。

(答)

製造所固有記号届出データベースで実施可能な業務は、

- ① 食品関連事業者に関する基本情報登録・変更
- ② 製造所に係る製造所固有記号届出情報の登録・変更・更新
- ③ 製造所に係る製造所固有記号届出情報の廃止

の3つです。

消費者庁における標準的な確認期間については、各々受付番号が割り振られてから、①については2～3日程度、②については2～3週間程度を要しますが、届出の混雑状況によってはこれ以上に時間を要する場合がありますので、届出に当たっては販売スケジュールを考慮の上、余裕をもったスケジュールで行ってください。③については、廃止の届出を行ったと同時に手続は完了しますので、操作誤りに御注意願います(廃止した記号は使用できないことに御留意ください)。

なお、製品の製造が確定した製造所の届出に製造計画書を添付する場合は、当庁ウェブサイトに掲載\*している製造計画書の様式(エクセルファイル形式)を用いてください。

(略)

(固有記号-46) 製造所固有記号に冠する「+」は、包材にあらかじめ印刷しておく必要がありますか、それとも製造所固有記号の印字と同時に印字してもよいのでしょうか。

(答)

製造所固有記号の頭に「+」を冠していればよいので、どちらの方法でも構いませんが、「+」と製造所固有記号との間隔が広がりすぎないように印字してください。

(固有記号-47) ～ (固有記号-50) (略)

(削除)

(固有記号-44) (略)

(固有記号-46) 届出が完了するまでの日数はどれくらい掛かりますか。

(答)

製造所固有記号届出データベースで実施可能な業務は、

- ① 食品関連事業者に関する基本情報登録・変更
- ② 製造所に係る製造所固有記号届出情報の登録・変更・更新
- ③ 製造所に係る製造所固有記号届出情報の廃止

の3つです。

消費者庁における標準的な審査事務処理期間については、各々受付番号が割り振られてから、①については2～3日程度、②については2～3週間程度を要しますが、届出の混雑状況によってはこれ以上に時間を要する場合がありますので、届出に当たっては販売スケジュールを考慮の上、余裕をもったスケジュールで行ってください。③については、廃止の届出を行ったと同時に手続は完了しますので、操作誤りに御注意願います(廃止した記号は使用できないことに御留意ください)。

なお、製品の製造が確定した製造所の届出に製造計画書を添付する場合は、当庁ウェブサイトに掲載\*している製造計画書の様式(エクセルファイル形式)を用いてください。

(略)

(固有記号-46) 製造所固有記号に冠する「+」は、包材にあらかじめ印刷しておく必要がありますか、それとも製造所固有記号の印字と同時に印字してもよいのでしょうか。

(答)

製造所固有記号の頭に「+」を冠していればよいので、どちらの方法でも構いません。

(固有記号-47) ～ (固有記号-50) (略)

(固有記号-51) 新たな製造所固有記号制度の施行から経過措置期間中(平成28年4月1日～令和2年3月31日)に、従前の製造所固有記号制度における届出をすることはできますか。

(答)

新たな製造所固有記号制度の施行後は、旧制度に基づいた新規の届出(住所変更に伴う新規の届出を含む。)をすることはできません。

(削除)

(固有記号-52) 新しい製造所固有記号制度は、平成28年4月1日に施行されますが、旧制度に基づく製造所固有記号の表示の経過措置期間は設けられていませんか。

(答)

旧制度に基づき取得した製造所固有記号は、令和2年3月31日までに製造される一般用加工食品及び消費者向け添加物に使用することができます。具体的には以下の場合です。

① 食品表示基準附則第2条各号で廃止された基準

② 食品表示基準第3条第1項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地、乳にあつては乳処理場（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理場。以下同じ。）の所在地、以下この章において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称、乳にあつては乳処理業者（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理業者。以下同じ。）の氏名又は名称。以下この章において同じ。）の項の3の規定に基づく製造所固有記号の届出をした者（同一製品を2以上の製造所で製造する者）について、製造所固有記号制度届出データベースの運用が開始した後、当該届出の手続等が完了するまでの間、食品表示基準に基づき表示した包材を使用する場合

③ 旧制度においては製造所固有記号を使用できていたが、食品表示基準の下では製造所固有記号を使用できない事業者が食品表示基準に基づき表示した包材を使用する場合

(削除)

(固有記号-53) 旧制度に基づく製造所固有記号の届出については、平成28年3月31日までとされていますが、下記のような場合には、旧制度下において届け出た内容と異なるため、旧制度に基づく製造所固有記号による表示はできなくなるのでしょうか。

- ① 市町村合併により住所変更が生じた場合
- ② 有限会社（特例有限会社）から株式会社に変更した場合
- ③ 個人事業主が法人化した場合

(答)

質問中①については、経過措置期間中、旧制度に基づく製造所固有記号の表示が引き続き認められます。

質問中②及び③については、旧制度に基づく製造所固有記号の表示は認められません。そのため、製造所固有記号制度届出データベースで新規の届出をする必要があります。

(削除)

(固有記号-54) 賞味期限が3年の一般用加工食品の場合、当該製品を平成29年6月に製造すると、賞味期限は令和2年5月になります。賞味期限の令和2年5月は経過措置期間が過ぎていることとなりますが、この場合、平成29年5月の製造時に製造所固有記号の新制度のみが適用されるのでしょうか。

(答)

食品表示基準附則第4条により、令和2年3月31日までに製造される一般用加工食品については、旧制度で取得している製造所固有記号による表示も認められます。

なお、旧制度に基づく製造所固有記号による表示については、(固有記号-52)を参照願います。

別添 食品の栄養成分データベースの構築ガイドライン (略)

別添 アレルゲンを含む食品に関する表示

(A-1) ~ (C-5) (略)

(C-6) 食物アレルギーに関する科学的な研究により抗原性が低い旨の報告がなされた場合も表示は免除となりますか。

(答)

焼成した卵殻カルシウムや大豆から抽出したトコフェロール等、純粋な特定成分のみを抽出し、他の物質の混在が認められない物については、科学的な研究により抗原性が低い旨の報告がなされていることから、特定原材料等に関する表示は免除となりますが、それ以外は表示を行う必要があります。

アレルゲンであるか否か、抗原性が高いか低いか等については、未検討である部分も多く、例えば、醤油の小麦について「食物アレルギーの栄養食事指導の手引2017」において、「醤油の原材料に利用される小麦は、醸造過程で小麦アレルギーが消失する。したがって、原材料に小麦の表示があっても、基本的に醤油を除去する必要はない。」としているなど、一定の知見はあります。しかしながら、この件に関して国として調査研究を行ったものはないため、このような食品について、今後調査研究を行い、科学的知見の得られたものについては食物アレルギー患者の選択の判断に資する見直しを行うこととします。

(C-7) ~ (I-8) (略)

(I-9) 令和元年9月に「アームド」が特定原材料に準ずるものに追加されましたが、いつまでに表示する必要がありますか。また、包装資材の切替え等の猶予期間等はあるのですか。

(答)

食品表示基準附則第4条に基づく経過措置期間が令和2年3月31日に終了しましたが、原料原産地表示等の改正もあり、新たな表示制度に対応して各食品関連事業者による包装資材の切替えが進んでいます。また、アームドの追加は特定原材料でなく、特定原材料に準ずるものとしての追加です。このため、アレルゲ

(答)

食品表示基準附則第4条により、令和2年3月31日までに製造される一般用加工食品については、旧制度で取得している製造所固有記号による表示も認められます。

なお、旧制度に基づく製造所固有記号による表示については、(固有記号-52)を参照願います。

別添 食品の栄養成分データベースの構築ガイドライン (略)

別添 アレルゲンを含む食品に関する表示

(A-1) ~ (C-5) (略)

(C-6) 食物アレルギーに関する科学的な研究により抗原性が低い旨の報告がなされた場合も表示は免除となりますか。

(答)

焼成した卵殻カルシウムや大豆から抽出したトコフェロール等、純粋な特定成分のみを抽出し、他の物質の混在が認められない物については、科学的な研究により抗原性が低い旨の報告がなされていることから、特定原材料等に関する表示は免除となりますが、それ以外は表示を行う必要があります。

アレルゲンであるか否か、抗原性が高いか低いか等については、未検討である部分も多く、例えば、醤油の小麦について「食物アレルギーの栄養指導の手引2011」において、「醤油を作る過程で小麦のタンパク質が完全に分解され、完全に醤油には残存していない。このため、原材料に小麦の表示があっても、醤油を除去する必要は基本的にない。」としているなど、一定の知見はあります。しかしながら、この件に関して国として調査研究を行ったものはないため、このような食品について、今後調査研究を行い、科学的知見の得られたものについては食物アレルギー患者の選択の判断に資する見直しを行うこととします。

(C-7) ~ (I-8) (略)

(I-9) 令和元年9月に「アームド」が特定原材料に準ずるものに追加されましたが、いつまでに表示する必要がありますか。また、包装資材の切替え等の猶予期間等はあるのですか。

(答)

食品表示基準附則第4条に基づく経過措置期間が令和2年3月31日に終了しましたが、新たな表示制度に対応して各食品関連事業者による包装資材の切替えが進んでいます。また、アームドの追加は特定原材料でなく、特定原材料に準ずるものとしての追加です。このため、アレルゲンとしての追加を行うの



ンとしてアーモンドの表示を行うのであれば、可能な限り速やかに行うことが望ましいですが、取扱食品の包装資材の切替時期を決定してください。また、アールモンドを取り扱う食品関連事業者がアレルゲンの表示を適切にするためには、原材料供給事業者等、流通段階での管理状況も重要であるため、事業者間における管理状況の情報共有も可能な限り速やかに実施してください。

別添 遺伝子組換え食品に関する事項～別添 原料原産地表示(別表15の1～6)  
(略)

別添 新たな原料原産地表示制度

(原原-1)～(原原-64) (略)

(原原-65) 全ての加工食品への原料原産地表示の拡大に関して、経過措置の適用について教えてください。

(答)

1 (略)

2 改正食品表示基準の施行の日(平成29年9月1日)から、令和4年3月末日までを経過措置期間としています。この期間に製造した一般用加工食品並びに販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品については、改正前後のいずれの規定によっても表示を行うことができますが、この期間後に製造した一般用加工食品並びに販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品は、改正前の食品表示基準に基づく表示では販売できません。

なお、業務用加工食品については、経過措置期間後も、以下のいずれかの対応を行うことで改正前の食品表示基準に基づく表示の製品の販売が可能です。

① 食品の容器包装に表示している場合は、改正後の食品表示基準に対応した表示をシール等で作成し、それを貼り付けて販売すること

② 規格書等に表示している場合は、古い規格書等を回収(又は廃棄の指示)した上で改正後の食品表示基準に対応した規格書等を販売先に提出すること

3 (略)

(原原-66)～(原原-68) (略)

別添 弁当・惣菜に係る表示・別添 生食用牛肉に関する事項 (略)

別添 魚介類の名称のガイドライン

であれば、可能な限り速やかに行うことが望ましいですが、取扱食品の包装資材の切替状況等を勘案し、各食品関連事業者の判断で表示時期を決めていただくこととなります。

また、アールモンドを取り扱う食品関連事業者がアレルゲンの表示を適切にするためには、原材料供給事業者等、流通段階での管理状況も重要であるため、事業者間における管理状況の情報共有も可能な限り速やかに実施してください。

別添 遺伝子組換え食品に関する事項～別添 原料原産地表示(別表15の1～6)  
(略)

別添 新たな原料原産地表示制度

(原原-1)～(原原-64) (略)

(原原-65) 全ての加工食品への原料原産地表示の拡大に関して、経過措置の適用について教えてください。

(答)

1 (略)

2 改正食品表示基準の施行の日(平成29年9月1日)から、令和4年3月末日までを経過措置期間としています。この期間に製造した一般用加工食品並びに販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品については、改正前後のいずれの規定によっても表示を行うことができますが、この期間後に製造した一般用加工食品並びに販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品は、改正前の食品表示基準に基づく表示では販売できません。

なお、業務用加工食品については、経過措置期間後も、以下のいずれかの対応を行うことで改正前の食品表示基準に基づく表示の製品の販売が可能です。

① 食品の容器包装に表示している場合は、改正後の食品表示基準に対応した表示をシール等で作成し、それを貼り付けて販売すること

② 規格書等に表示している場合は、古い規格書等を回収(又は廃棄の指示)した上で改正後の食品表示基準に対応した規格書等を販売先に提出すること

(食品表示基準Q&A附則-4参照)

3 (略)

(原原-66)～(原原-68) (略)

別添 弁当・惣菜に係る表示・別添 生食用牛肉に関する事項 (略)

別添 魚介類の名称のガイドライン

(生鮮食品)

1 魚介類の名称（一般ルール）

① 魚介類の種ごとの名称の表示

魚介類は、種により品質や価格に違いがある場合が多いため、消費者の商品選択に際し種名は重要な情報となることから、種による形態や品質の違いが生産者や流通業者の間で認識され、これが取引価格に反映されている場合は、原則として、種ごとの名称を表示してください。

なお、消費者の商品選択に資するためには、消費者に正確な情報を提供する必要がある一方で、馴染みのない標準和名等の表示によって消費者が混乱することがないよう配慮する必要があります。このため、種に忠じて、標準和名を基本としつつも、より広く一般に使用されている名称があれば、この名称を表示することができます。

(例) 一般に使用されている名称を表示する例

標準和名	一般に使用されている名称
(略)	(略)

② 複数の魚介類の総称の表示

複数の種の間で形態や品質の差が判然ではない等の理由から、種名の表示が困難であったり、又は消費者の商品選択にとって有用でない場合も少なくありません。このような場合は、属名、科名、広く一般的に使用されている呼称等を勘案し、その魚介類の内容を的確に表し一般に理解される総称を表示してください。

(略)

③ 標準和名が付けられない種の名前の表示

標準和名が付けられない種については、広く一般的に使用される名刺、原産国での名称、通常の取引名、学名等を勘案し、その魚介類の内容を最も的確に表し一般に理解される名称を表示してください。

(例) 標準和名が付けられない場合

学名	名称
(原産国での名称)	
(略)	(略)

以上の考え方に従って、現在流通している国産の魚介類の名称を例示すれば、別表1のとおりとなります。

(参考) (略)

2 成長名、季節名

(生鮮食品)

1 魚介類の名称（一般ルール）

① 魚介類の種毎の名称の表示

魚介類は、種により品質や価格に違いがある場合が多いため、消費者の商品選択に際し種名は重要な情報となることから、種による形態や品質の違いが生産者や流通業者の間で認識され、これが取引価格に反映されている場合は、原則として、種毎の名称を表示してください。

なお、消費者の商品選択に資するためには、消費者に正確な情報を提供する必要がある一方で、馴染みのない標準和名等の表示によって消費者が混乱することがないよう配慮する必要があります。このため、種に忠じて、標準和名を基本としつつも、より広く一般に使用されている和名があれば、この名称を表示することができます。

(例) 一般に使用されている和名を表示する例

標準和名	一般に使用されている和名
(略)	(略)

② 複数の魚介類の総称の表示

複数の種の間で形態や品質の差が判然ではない等の理由から、種名の表示が困難であったり、又は消費者の商品選択にとって有用でない場合も少なくありません。このような場合は、属名、科名、広く一般的に使用されている呼称等を勘案し、その魚介類の内容を的確に表し一般に理解される名称を表示してください。

(略)

③ 標準和名がない種の名前の表示

標準和名がない種については、広く一般的に使用されている和名、原産国での名称、通常の取引名、学名等を勘案し、その魚介類の内容を最も的確に表し一般に理解される名称を表示してください。

(例) 標準和名がない場合

学名	表示
(原産国での名称)	
(略)	(略)

以上の考え方に従って、現在流通している国産の魚介類の名称を例示すれば、別表1のとおりとなります。

(参考) (略)

2 成長名、季節名

成長段階に応じた名称（成長名）や季節に応じた名称（季節名）がある魚介類については、成長名や季節名がその内容を表すものとして一般に理解されるものである場合は、それらの名称を表示することができます。

ただし、季節名は日本国内でのその時期の呼び名であり、輸入される外国産魚類には季節名を表示できません。

(略)

3 (略)

4 海外漁場魚介類及び外来種

海外漁場魚介類及び外来種については、標準和名が付けられていない種もあることから、消費者に優良誤認（例えば分類学上無関係であるにもかかわらず高級魚類に似せた名称を付して、あたかもその類縁種であるように誤認させること）を生じさせないよう配慮が必要であり、上記1の魚介類の名称の一般ルールに従って、その内容を最も的確に表し一般に理解される名称を表示してください。

学名	使用できる名称	使用できない名称例
<i>Ictalurus punctatus</i>	チャネルキヤットフイッシュ	シミズダイ、カワフグ

なお、輸入水産物については、食品表示基準において、「名称」と共に「原産国名」（生産水域名の併記も可）を表示しなければならぬこととされています。

以上の考え方に従って現在流通している海外漁場魚介類及び外来種の名称を示すれば、別表2のとおりとなります。

5・6 (略)

(加工食品)

1・2 (略)

(別表1)

種・亜種の標準和名	国産の生鮮魚介類の名称例		備考
	左欄に代わる一般的名稱例	学名(種名)	
(略)	(略)	(略)	
アカエイ	—	<i>Hemirhynchus akajei</i>	
(略)	(略)	(略)	

成長段階に応じた名称（成長名）や季節に応じた名称（季節名）がある魚介類については、成長名や季節名がその内容を表すものとして一般に理解されるものである場合は、それらの名称を表示することができます。

(略)

3 (略)

4 海外漁場魚介類及び外来種

海外漁場魚介類及び外来種については、標準和名がない種もあることから、消費者に優良誤認（例えば分類学上無関係であるにもかかわらず高級魚類に似せた名称を付して、あたかもその類縁種であるように誤認させること）を生じさせないよう配慮が必要であり、上記1の魚介類の名称の一般ルールに従って、その内容を最も的確に表し一般に理解される名称を表示してください。

学名	使用できる名称	使用できない名称
<i>Ictalurus punctatus</i>	アメリカオナマズ、チャネルキヤットフイッシュ	シミズダイ、カワフグ

なお、輸入水産物については、食品表示基準において、「名称」とともに「原産国名」（生産水域名の併記も可）を表示しなければならぬこととされています。

以上の考え方に従って現在流通している海外漁場魚介類及び外来種の名称を示すれば、別表2のとおりとなります。

5・6 (略)

(加工食品)

1・2 (略)

(別表1)

標準和名(種名)	国産の生鮮魚介類の名称例		備考
	左欄に代わる一般的名稱例	学名(種名)	
(略)	(略)	(略)	
アカエイ	—	<i>Asyatis akajei</i>	
(略)	(略)	(略)	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	* 1 サウマシ の陸封型
サクラマス・ヤマメ (* 1)	—	<i>Oncorhynchus masou masou</i>	ヤマメ (* 1)	—	<i>Oncorhynchus masou masou</i>	* 1 サウマシ の陸封型
サツキマス・アマゴ (* 2)	—	<i>Oncorhynchus masou ishikawae</i>	アマゴ (* 2)	—	<i>Oncorhynchus masou ishikawae</i>	* 2 サウマシ の陸封型
カラフトマス	アママス	<i>Oncorhynchus gorbuscha</i>	カラフトマス	アママス	<i>Oncorhynchus gorbuscha</i>	
サケ	シロサケ、アサギサケ、アキアジ	<i>Oncorhynchus keta</i>	サケ	シロサケ、アサギサケ、アキアジ	<i>Oncorhynchus keta</i>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アオメエソ	メバカリ (*)	<i>Chlorophthalmus albatrossis</i>	アオメエソ	メバカリ	<i>Chlorophthalmus albatrossis</i>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
キンメダイ	キンメダイ	<i>Beryx splendens</i>	キンメダイ	キンメダイ	<i>Beryx splendens</i>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
ヤマトカマス	—	<i>Sphyraena japonica</i>	ヤマトカマス	—	<i>Sphyraena japonica</i>	
クロシビカマス	スミサキ (*)	<i>Promethichthys promethicus</i>	(新設)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
マルアジ	—	<i>Decapterus maruadsi</i>	マルアジ	—	<i>Decapterus maruadsi</i>	(略)
メアジ	—	<i>Seiur crumenophthalmus</i>	(新設)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
クロカジキ	—	<i>Makaira nigricans</i>	クロカジキ	—	<i>Makaira nigricans</i>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アラスカメヌケ (削除)	アラスカ、メバカリ	<i>Sebastes alutus</i>	アラスカメヌケ	アラスカ、メバカリ	<i>Sebastes alutus</i>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
バラメヌケ	—	<i>Sebastes baramenue</i>	バラメヌケ	—	<i>Sebastes baramenue</i>	
クロソイ	—	<i>Sebastes schlegelii</i>	クロソイ	—	<i>Sebastes schlegelii</i>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
クロウシノシタ	シバシバ (*)	<i>Paraplagusia japonica</i>	クロウシノシタ	シバシバ (*)	<i>Paraplagusia japonica</i>	* シバシバ科 の総称
アカシタビラメ	シバシバ (*)	<i>Cynoglossus joyneri</i>	アカシタビラメ	シバシバ (*)	<i>Cynoglossus joyneri</i>	
イヌシタ	シバシバ (*)	<i>Cynoglossus robustus</i>	(新設)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

カラスガレイ (略)	— (略)	<i>Reinhardtius hippoglossoides</i> (略)
ソウハチ (略)	— (略)	<i>Cleisthenes pinetorum</i> (略)
アサバカレイ (略)	—	<i>Lepidopsetta mochigarei</i>
コガネカレイ (略)	—	<i>Limanda asper</i>
マガレイ (略)	—	<i>Pseudopleuronectes herzensteini</i>
マコガレイ (略)	—	<i>Pseudopleuronectes yokohamae</i>
クロガレイ (略)	—	<i>Pseudopleuronectes obscurus</i>
イシガレイ (略)	—	<i>Platichthys bicoloratus</i> (略)
(略)	(略)	(略)
【貝類】		
(略)	(略)	(略)
【頭足類】		
(略)	(略)	(略)
【甲殻類】		
(略)	(略)	(略)
【その他】		
(略)	(略)	(略)

- 注
1. 平仮名、カタカナ、漢字、混合いずれの表記も可。
  2. 複合名の場合、下接名の語頭の濁音の取扱いは任意。  
(例) スケトウダラ、スケソウタラ  
また、発音の違いによる表記の若干の変化も可。  
(例) イボダイ、エボダイ
  3. 標準和名は「日本産魚類検索 (第3版)」(中坊徹次)、「輸入される外国産魚類の標準和名について (第9版)」(おさかな普及センター資料館年報、(31): 4-16 (2012))、「日本近海貝類図鑑」(興谷喬司)、世界海産貝類大図鑑 (波部忠重・興谷喬司)、原色日本大型甲殻類図鑑 (三宅貞祥)、日本産エビ類の分類と生態 (林健一) 等による。
  4. 一般的名称例は、本表に記載のない名称でも、標準和名よりも広く一般に使用されている名称があれば、国語事典、百科事典、公的機関による刊行物等での使用例に基づき表示できる。
  5. 魚類のうち、標準和名の付けられていない魚種については、消費者庁が公表する「魚介類の名称のガイドラインに係る魚類の新標準和名の提唱手続実施要領」により、新たに標準和名を付けることを申請することができる。

(別表2)

カラスガレイ (略)	— (略)	<i>Reinhardtius hippoglossoides</i> (略)
ソウハチ (略)	— (略)	<i>Hippoglossoides pinetorum</i> (略)
アサバカレイ (略)	—	<i>Pleuronectes mochigarei</i>
コガネカレイ (略)	—	<i>Pleuronectes asper</i>
マガレイ (略)	—	<i>Pleuronectes herzensteini</i>
マコガレイ (略)	—	<i>Pleuronectes yokohamae</i>
クロガレイ (略)	—	<i>Pleuronectes obscurus</i>
イシガレイ (略)	—	<i>Kareius bicoloratus</i> (略)
(略)	(略)	(略)
【貝類】		
(略)	(略)	(略)
【頭足類】		
(略)	(略)	(略)
【甲殻類】		
(略)	(略)	(略)
【その他】		
(略)	(略)	(略)

- 注
1. 平仮名、カタカナ、漢字、混合いずれの表記も可。
  2. 複合名の場合、下接名の語頭の濁音の取扱いは任意。  
(例) スケトウダラ、スケソウタラ  
また、発音の違いによる表記の若干の変化も可。  
(例) イボダイ、エボダイ
  3. 標準和名は「日本産魚名大辞典」(日本魚類学会編)、「日本産魚類検索 (第3版)」(中坊徹次)、「日本近海貝類図鑑」(興谷喬司)、世界海産貝類大図鑑 (波部忠重・興谷喬司)、原色日本大型甲殻類図鑑 (三宅貞祥) 日本産エビ類の分類と生態 (林健一) 等による。
  4. 一般的名称例は、本表に記載のない名称でも、標準和名(種名)より広く一般に使用されている名称があれば、国語事典、百科事典、公的機関による刊行物等での使用例に基づき表示できる。  
(新設)

(別表2)

海外漁場魚介類及び外来種の名称例

学名 (種名)	種・亜種の 標準和名	左欄に代わる 一般的名称例	使用できない 名称例	備考
【魚類】				
<i>Rostromaja eglanteria</i>	ニ	カブノズクイ (*)、オスバ ウナギ、ウナギ (オストラーダ種)	ニ	*英名
<i>Anguilla rostrata</i>	アメリウナギ		ニ	
<i>Synbranchius kaupii</i>	イゴゴ		ニ	
<i>Ophichthus remiger</i>	マアナゴ		ニ	
<i>Ictalurus punctatus</i>	チャネキヤット イシユ		シズダイ カワガ	*英名
<i>Pangasius hypophthalmus</i>		ハンカシカス、 ハサ	ニ	
<i>Pangasius bocourti</i>				
<i>Mallotus villosus</i>	カワトシヤ		シヤ	
<i>Sprattus sprattus</i>	ニ	ヨロビ、アズダラ ツ(*)	ニ	*英名
<i>Sardinella aurita</i>		サデー イシ	ニ	
<i>Sardina pilchardus</i>		サデー イシ	ニ	
<i>Argentina silus</i>	ニ	グレーター、ハ スバ	ニ	
<i>Osmerus mordax</i>	ニジウナギ	レイホ、スバ (*)	ニ	*英名
<i>Oncorhynchus mykiss</i> (降海型)	ニジマス (降海 型)	スチルハット、 ト(*) サモントラウト(*) *	ニ	*英名 ** (河川 生活性の強 い) サカ・マス 類の降海型 の総称
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<i>Geryterus capensis</i>	キンガクリップ		アマダイ	
<i>Geryterus blacodes</i>	リンガ	キンガクリップ		
<i>Pseudophycis bachus</i>	アカダラ		ニ	
<i>Macrurus noraezealandiae</i>	ホキ		ニ	<i>Macrurus</i>

海外漁場魚介類及び外来種の名称例

学名 (種名)	標準和名 (種名)	左欄に代わる 一般的名称例	使用できない 名称	備考
【魚類】				
(新設)				
(新設)				
(新設)				
<i>Ophichthus remiger</i>	マアナゴ		ニ	
<i>Ictalurus punctatus</i>	アメリウナギ	チャネキヤット、 シユ(*) アマ、イシ (*)	シズダイ カワガ	*英名
<i>Pangasius hypophthalmus</i>			ニ	*英名
(新設)				
<i>Mallotus villosus</i>	カワトシヤ		シヤ	
(新設)				
<i>Sardinella aurita</i>		サデー イシ	ニ	
<i>Sardina pilchardus</i>		サデー イシ	ニ	
(新設)				
(新設)				
<i>Oncorhynchus mykiss</i> (降海型)	ニジマス (降海 型)	スチルハット、 ト(*) サモントラウト(*) *	ニ	*英名 ** (河川 生活性の強 い) サカ・マス 類の降海型 の総称
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<i>Geryterus capensis</i>	キンガクリップ		アマダイ	
(新設)				
<i>Pseudophycis bachus</i>	アカダラ		ニ	
<i>Macrurus noraezealandiae</i>	ホキ		ニ	

		magellani custis (異名)											
タラ目メルルーサ科 属: Merluccius	メルルーサ属 ヒョウガ	メルルーサ (*)	タラ	メルルーサ (*)	タラ	メルルーサ (*)	タラ	メルルーサ (*)	タラ	メルルーサ (*)	タラ	メルルーサ (*)	タラ
<i>Merluccius australis</i>	メルルーサ	メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)	
<i>Merluccius productus</i>	メルルーサ	メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<i>Micromesistius australis</i>	メルルーサ	メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)	
<i>spallidus</i>	メルルーサ	メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)	
<i>Micromesistius australis</i>	メルルーサ	メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)	
<i>saustralis</i>	メルルーサ	メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<i>Pollachius virens</i>	メルルーサ	メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<i>Trophycus tenuis</i>	メルルーサ	メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)	
<i>Lopholobus americanus</i>	メルルーサ	メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<i>Beryx decadactylus</i>	メルルーサ	メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)	
<i>Pseudocyttus maculatus</i>	メルルーサ	メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)	
<i>Sebastolobus alascanus</i>	メルルーサ	メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)	
<i>Helicolenus percooides</i>	メルルーサ	メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)	
<i>Sebastes variabilis</i>	メルルーサ	メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<i>Sebastes norvegicus</i>	メルルーサ	メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<i>Sebastes mentella</i>	メルルーサ	メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)		メルルーサ (*)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<i>Sebastes polyspinis</i>	キリメダ	--	--			(新設)			たもの
<i>Sebastes entomelas</i>	ゴケメダ	加コメダ	--			(新設)			
<i>Sebastes ruberrimus</i>	アラスカメダ	アラスカメダ	--			(新設)			
<i>Sebastes borealis</i>	ヒメメダ	メダ	--			(新設)			
<i>Sebastes viviparus</i>	ニジメダ	--	--			(新設)			
<i>Lates niloticus</i>	ナイロビメダ	ナイロビメダ(*)	ススキ シラスキ				ナイロビメダ	ススキ シラスキ	*英名
<i>Lateolabrax maculatus</i>	タイワスギ	--	--				タイワスギ	--	
<i>Polyprion americanus</i>	アロハメダ	--	--			(新設)			
<i>Polyprion oxygeneios</i>	シラスメダ	ニューズランドメダ	--			(新設)			
<i>Epigonus telescopus</i>	メダ	メダ	--			(新設)			
<i>Trachurus trachurus</i>	ニシメダ	メダ	--				ニシメダ	--	
<i>Trachurus novaezelandiae</i>	ニューズランドメダ	メダ	--			(新設)			
<i>Trachurus declivis</i>	メダ	--	--			(新設)			
<i>Trachurus murphyi</i>	メダ	--	--			(新設)			
<i>Nemipterus hexodon</i>	メダ	--	--			(新設)			
<i>Pagrus auratus</i>	メダ	メダ	--			(新設)			
<i>Sillago bassensis</i>	メダ	メダ	--			(新設)			
<i>Sillago aolus</i>	メダ	メダ	--			(新設)			
<i>Sillago sihama</i>	メダ	メダ	--			(新設)			
<i>Sillago robusta</i>	メダ	メダ	--			(新設)			
<i>Sillago maculata</i>	メダ	メダ	--			(新設)			
<i>Pseudopentaceros richardsoni</i>	メダ	メダ	--			(新設)			
<i>Latris lineata</i>	メダ	メダ	--			(新設)			
<i>Scortum barcoo</i>	メダ	メダ	--			(新設)			
<i>Dissostichus eleginoides</i>	メダ	メダ(*)	ススキ メダ				メダ	ススキ メダ	*取引名 *他に標準和名として提唱されたもの *全て他
<i>Dissostichus mawsoni</i>	メダ	メダ(*)	--				メダ	--	
<i>Rexea solandri</i>	メダ	メダ	--				メダ	--	
<i>Thyrsites atun</i>	メダ	メダ	--				メダ	--	



<i>Gasterochisma melampus</i>	ガストロシスマ メラムプス	カストロシ メラム	ハカケル、カ シカマ(**)	標準和名 として提唱 されたもの * * * 全て他 に標準和名 として提唱 されたもの (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<i>Oreochromis mossambicus</i>	オロクロミスマ モッサンビクス	カスサマ カス	カサマ、カ サ	標準和名 として提唱 されたもの (略)
<i>Oreochromis niloticus</i>	オロクロミスマ ニロチクス	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	標準和名 として提唱 されたもの (略)
(新設)				
<i>Hyperoglyphe antarctica</i>	ハイペログリフ アンタクトゥィカ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	標準和名 として提唱 されたもの (略)
<i>Seriolaella punctata</i>	セリオレラ パンクタタ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	標準和名 として提唱 されたもの (略)
<i>Seriolaella caerulea</i>	セリオレラ カエラ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	標準和名 として提唱 されたもの (略)
<i>Seriolaella brama</i>	セリオレラ ブラマ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	標準和名 として提唱 されたもの (略)
<i>Glyptocephalus cynoglossus</i>	グリプトセファ ルスシンノグロ ス	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	標準和名 として提唱 されたもの (略)
(新設)				
(新設)				
<i>Hippoglossoides platessoides</i>	ハイポグロ ソイドスプラ テッソイド	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	標準和名 として提唱 されたもの (略)

<i>Gasterochisma melampus</i>	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<i>Oreochromis niloticus</i>	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ
<i>Schedophilus velaini</i>	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ
<i>Hyperoglyphe antarctica</i>	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ
<i>Seriolaella punctata</i>	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ
<i>Seriolaella caerulea</i>	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ
<i>Seriolaella brama</i>	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ
<i>Glyptocephalus cynoglossus</i>	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ
<i>Glyptocephalus zachirus</i>	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ
<i>Hippoglossus hippoglossus</i>	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ
<i>Hippoglossoides platessoides</i>	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ	カサマ、カ ニロチ

<i>Hippelossoides elassoides</i>	ヒツナノシ	ニ	
<i>Limanda ferruginea</i>	イロテールアツカ ダ (* ) カレイ	-	*英名
<i>Limanda limanda</i>	ニシカレイ	-	
<i>Isopsetta isolepis</i>	ハカヤノル (* ) カレイ	-	*英名
【貝類】			
(略)	(略)	(略)	(略)
【頭足類】			
(略)	(略)	(略)	(略)
【甲殻類】			
(略)	(略)	(略)	(略)

注) 1.・2. (略)

3. 標準和名は「日本産魚類検索 (第3版) (中坊徹次)」、「中坊徹次」(中坊徹次)、「輸入される外国産魚類の標準和名について (第9版)」(おさかな普及センター資料館年報、(31): 4-16 (2012))、「日本近海貝類図鑑」(奥谷番司)、世界海産貝類大図鑑 (波部忠重・奥谷番司)、原色日本大型甲殻類図鑑 (三宅貞祥)、日本産エビ類の分類と生態 (林健一) 等による。

なお、原則として、複数の標準和名が提唱されている魚種については、先に提唱された名称を標準和名として記載している。

4. 一般的名称例は、本表に記載のない名称でも、標準和名よりも広く一般に使用されている名称があれば、国語事典、百科事典、公的機関による刊行物等での使用例に基づき表示できる。

また、魚種については、国際的に広く認められているデータベース (FishBase (<https://www.fishbase.de/home.htm>) 等) の登録名に基づき表示できる。

5. 魚種のうち、標準和名の付けられていない魚種については、消費者庁が公表する「魚介類の名称のガイドラインに係る魚類の新標準和名の提唱手順表(施要領)」により、新たに標準和名を付けることを申請することができる。

別添 玄米及び精米に関する事項 (略)

<i>Limanda ferruginea</i>	イロテールアツカ ダ (* ) カレイ (* *)	-	
<i>Limanda limanda</i>	ニシカレイ	-	
<i>Isopsetta isolepis</i>	ハカヤノル (* ) カレイ (* *)	-	
【貝類】			
(略)	(略)	(略)	(略)
【頭足類】			
(略)	(略)	(略)	(略)
【甲殻類】			
(略)	(略)	(略)	(略)

注) 1.・2. (略)

3. 標準和名は「日本産魚名大辞典」(日本魚類学会編)、「日本産魚類検索 (第3版) (中坊徹次)」、「新類の魚」(阿部宗明)、「日本近海貝類図鑑」(奥谷番司)、世界海産貝類大図鑑 (波部忠重・奥谷番司)、原色日本大型甲殻類図鑑 (三宅貞祥) 日本産エビ類の分類と生態 (林健一) 等による。

4. 一般的名称例は、本表に記載のない名称でも、標準和名(種名)より広く一般に使用されている名称があれば、国語事典、百科事典、公的機関による刊行物等での使用例に基づき表示できる。

(新設)

別添 玄米及び精米に関する事項 (略)